

商店街創生センター専門家派遣事業実施要領

(目的)

第1条 商店街団体等の実情に応じた支援を適切に行うことにより、課題解決に向けた商店街団体等の取組を推進するため、専門家派遣によるきめ細かな伴走支援を実施する。

(支援対象者)

第2条 本事業による支援対象者は京都府商店街創生センター総合支援事業費補助金交付要綱（平成10年京都府告示第411号）第2条第2号に定める商店街団体等とする。

(支援内容)

第3条 商店街創生センター職員の現地訪問相談等により把握した商店街団体等の課題を解決するため、商店街団体等に次の各号に掲げる分野に関する専門家を派遣し、個別に相談・助言・指導を実施する。

- (1) 地域資源の活用
- (2) 観光客の受入体制の整備
- (3) ICTの活用
- (4) 商品やサービスに係る料金・単価設定
- (5) 販路の開拓
- (6) 新商品の開発
- (7) 情報の発信・広報
- (8) 人材又は後継者の育成
- (9) 空き店舗の対策（不動産の流動化）
- (10) コミュニティの再構築
- (11) その他商店街団体の課題解決に資する分野

2 専門家は商店街団体等のニーズを踏まえ、中小企業診断士、先進的実践者、金融機関、宅地建物取引士、各産業支援機関の経営支援員及び各産業支援機関の登録専門家の中から、知事が個別に依頼するものとし、各専門家の依頼は商店街創生センター職員の所見を参酌し、知事が適当と認めた場合に行うものとする。

3 専門家派遣の回数は、同一団体につき同一テーマで10回を上限とする。

(事業実施期間)

第4条 本事業は、事業開始日から事業開始日の年度末までの間に所定の派遣を終了するものとする。
なお、期間内であっても、予定している派遣の延べ回数を超える場合は専門家派遣を終了することがある。

(申請手続等)

第5条 商店街団体等は、商店街創生センター職員の現地訪問相談等を受けた上で、商店街創生センター専門家派遣事業申請書（様式1）を知事に提出するものとする。

2 知事は、支援対象者から申請を受けたときは、商店街創生センター職員の所見を参酌して、適当と認めた場合は、個別に専門家の派遣を依頼するものとする。

3 派遣が決定した専門家（以下「派遣専門家」という。）は、依頼内容により、支援対象者への相談・助言・指導を実施するものとする。

(実績報告)

第6条 商店街団体等は、各回の専門家派遣終了後速やかに、専門家派遣結果報告書（様式2）を知事に提出しなければならない。

2 派遣専門家は、商店街団体等への相談・助言・指導終了後速やかに、専門家派遣実施報告書（様式3）を知事に提出しなければならない。

(派遣専門家への謝金の支払)

第7条 知事は、派遣専門家から専門家派遣実施報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、派遣専門家に対し謝金を支払うものとする。

2 謝金の額は、派遣1回につき24,000円とし、派遣回数に応じて支払うものとする。

3 謝金支払後、派遣専門家が虚偽その他不正な行為により謝金を受領したことが判明した場合、

知事は、当該派遣専門家に対して謝金の全額又は一部の返還を命じることができる。

(派遣専門家への旅費の支払)

第8条 派遣専門家は、支援団体又は希望団体への相談・助言・指導を実施するに当たり、公共交通機関を利用した場合は、専門家派遣実施報告書の提出に併せて、旅費申告書(様式4)を提出するものとする。

2 知事は、派遣専門家から旅費申告書の提出があった場合において、一般職員の旅費の取扱いに準じてその内容を審査し、適当と認めるときは、その範囲内において、派遣専門家に対し旅費を支払うものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成27年12月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。